

令和元年6月19日現在

機関番号：34316

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2018

課題番号：26870718

研究課題名(和文) 公害地域再生運動における地域共同性及び環境正義の回復過程に関する比較実証研究

研究課題名(英文) A comparative study of community revitalization activities of polluted areas that realize inclusiveness and environmental justice

研究代表者

清水 万由子 (Shimizu, Mayuko)

龍谷大学・政策学部・准教授

研究者番号：60558154

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、公害訴訟終結後の複数の公害地域の状況について、加害責任の明確化や被害救済といった環境正義の回復の追求と、環境再生や社会関係の再構築等による地域共同性回復の状況について、現地でのヒアリング調査と資料調査を行った。その結果、加害被害構造、訴訟終結条件(判決、和解内容、複数提訴)などの違いによって環境正義と地域共同性の回復状況には違いが見られたが、多くの地域で公害経験の継承を通じて、両者が統合的に実現される可能性が示唆された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

公害問題はすでに克服された過去の事象と捉えられがちだが、その教訓は社会に広く共有されているとはいえ、公害によって疲弊した地域の再生は今なお前例のない課題である。本研究は加害・被害関係を乗り越えて公害を発生させない社会をつくる協働関係の構築を進める鍵を探究したものである。近年公害の当事者が高齢化する中で、その経験を継承する試みが各地で生まれており、新世代による公害経験の継承がその鍵となる可能性が示唆された。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the possibility of realizing environmental justice and community inclusiveness together in some polluted areas. It examined the relationships of victims and polluters after settlements of the lawsuits and achievements of environmental and social revitalization of the local communities by interviews and document review. It found a key to realize inclusiveness and environmental justice in inheritance of memories of environmental pollution.

研究分野：環境社会学

キーワード：公害地域再生 環境正義 加害被害構造 公害経験の継承

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本において、四大公害等の激しい公害被害の発生から 50 年余りが経ち、被害者への事後救済や加害責任をめぐる司法的決着にとどまらない、公害問題の真の解決のあり方が模索されている。日本の環境社会学における出発点である公害研究は、被害構造論、加害-被害構造論、受苦圏・受益圏論などいくつかの有用な分析枠組みを構築し、被害の総体的把握、被害発生過程の構造的理 解のための重要な手がかりを提供してきた。また、社会的格差と連関した環境汚染被害の不公正な配分の是正を求める環境正義(運動)の概念は、公害問題を人権問題として捉える視角を与えた。解決論については、社会運動論的な視角を持つ環境制御システム論(船橋, 2001 など)が有用であるが、個別公害地域におけるミクロレベルでの解決過程の実証研究の蓄積が十分でないため、抽象度の高い議論にとどまりがちである。磯野・除本編(2006)は複数の公害の事例から地域再生に向けた課題と萌芽的な動きを捉えているが、構造的な課題の把握とその克服について展望を得るまでには至っていない。公害問題の解決とは、究極的には二度と公害を起こさない社会を構築することであり、公害を経験した地域の再生はその第一歩となる。これまでに、新潟、水俣、西淀川、尼崎、水島、名古屋などでは、公害で疲弊した地域を再生することを目標として、公害患者組織とは別に地域再生運動のための組織をつくり、地域資源の掘り起しや地域内対話の場づくりなどの試みが続けられている。その中で、公害地域再生運動は、公害によって亀裂が生じた地域社会の融和をめざす一方で、今なお公害という環境不正義(不公正)に対する異議申し立てを続けている。しかし、活動の現場では両者が矛盾することも少なくなく、申請者はこれまでに、両者が矛盾することなく実現するような、公害地域再生運動のあり方を提示するには至っていない。

2. 研究の目的

日本における公害地域再生運動の比較実証研究を行い、各運動の中で地域共同性及び環境正義の回復過程がいかなる相互関係をもちそれが運動の成果と課題にどのような影響を及ぼしているかを明らかにする。そのために、(1)加害-被害構造の把握、(2)公害地域再生運動の成果及び課題の把握、(3)地域共同性と環境正義の回復過程の解明、(4)地域共同性と環境正義の回復過程の相互関係の解明を行い、地域共同性と環境正義の回復を両立しうる公害地域再生運動の実践的論理を提示する。

3. 研究の方法

地域再生運動を中心的に担う組織が存在する大阪市・西淀川(大気汚染)、倉敷市・水島(大気汚染)、尼崎(大気汚染)、名古屋(大気汚染)、新潟(水俣病)、水俣(水俣病)等で、資料分析とインタビュー調査を行う。

4. 研究成果

本研究は、公害訴訟終結後の複数の公害地域の状況について、加害責任の明確化や被害救済といった環境正義の回復の追求と、環境再生や社会関係の再構築等による地域共同性回復の状況について、現地でのヒアリング調査と資料調査を行った。その結果、加害-被害構造、訴訟終結条件(判決、和解内容、複数提訴)などの違いによって環境正義と地域共同性の回復状況には違いが見られたが、多くの地域で公害経験の継承を通じて、両者が統合的に実現される可能性が示唆された。

公害の加害-被害構造は多様であり、それが公害地域再生運動のあり様にも大きく影響している。従って、本研究では特定汚染源による水質汚染、特定コンビナートを汚染源とする大気汚染、工場と自動車排ガスによる都市複合大気汚染の3類型を設定し、当該地域における環境正義の回復と公害地域再生運動の成果を比較した。その結果、いずれの地域においても、環境正義の回復と地域共同性の再構築が相乗して成果をあげているとは直ちに言い難く、課題を抱えていることが明らかになった。とりわけ公害地域再生運動を担う組織が存在する場合には、それらの組織が直接的に加害企業と環境正義の回復(加害責任の明確化、被害救済)について交渉・対話を行うのではなく、CSR 研修や公害経験の継承といった形で連携・協働していた。環境正義の回復は、当事者である被害者団体が中心となって追求してきたことであり、不十分さが残るためにその重要性は今なお変わらないが、ほとんどの地域で当事者が高齢化し減少しており困難さを増していることも明らかとなった。

また、本研究で新たに獲得された視点として、公害経験継承の重要性がある。環境正義の回復、地域共同性再構築のいずれの過程においても、公害経験をいかにして継承するかを模索する動きが活発化している。1990 年代以降、公害資料館の設立が相次いでおり、2013 年には公害資料館ネットワークが設立された。研究代表者も幹事として設立以来公開フォーラムや研究会の開催などに携わっている。公害経験継承の目的、主体、方法などを検討することが、環境正義の回復状況や地域共同性再構築の状況を再考することにつながるということが明らかになってきた。公害地域再生の実践的倫理が生成される条件として、公害経験の継承という課題に取り組むことが有益である可能性が示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1件)

清水万由子(2017)「公害経験継承の課題と可能性」『大原社会問題研究所雑誌』2017年11月号、32-43ページ。

〔学会発表〕(計 2件)

清水万由子「公害地域の「今」からSDGsを考える」環境三学会合同シンポジウム2018「SDGs時代の社会デザインを考える：人文社会科学からの新たな挑戦」(2018年6月23日、明治学院大学)

林美帆・清水万由子「公害資料館の可能性と課題」、第59回環境社会学会大会(2019年6月9日、明治学院大学)

〔図書〕(計 1件)

Mayuko Shimizu, Impact of Industrialisation on Cities in Japan: The Past and Future of Osaka, in Katsutaka Shiraishi and Nobutaka Matoba (eds.), Depopulation, Deindustrialisation and Disasters: Building Sustainable Communities in Japan, Springer, in press.

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。